# 多可町いじめ防止等に関する条例【解説】

# 目次

# 前文

- 第1章 総則(第1条-第11条)
- 第2章 いじめ防止基本方針等(第12条-第14条)
- 第3章 いじめ防止等のための対策を推進するための基本的施策(第15条-第28条)
- 第4章 重大事態への対処(第29条-第33条)
- 第5章 補則(第34条-第36条)

附則

子どもは、それぞれ一人の人間としてかけがえのない存在であり、将来のまちづくりを担う 町の大切な宝です。

多可町では、住民憲章の中で「いのちと人権を大切にし、心ふれあうまちをつくる」とうたっており、人権を尊重するとともに自他の生命の大切さを自覚し、互いに手を携えて、地域のきずなを広げ強めることを目指しています。

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の 形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれが あるものです。また、近年は、インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化 するいじめ問題が喫緊の課題となっています。このようないじめは、いつでもどこにおいても 起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることが あります。いじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる 環境を実現することは、わたしたち全ての町民の役割であり責務です。

今、わたしたちは、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現に向けて、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。 ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにし、町民総がかりでいじめの防止を推進するため、この条例を制定します。

## 【解 説】

この前文は、条例制定の目的や精神を明確にするために設けたものです。

# 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「推進法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期解消その他いじめへの対処(以下「いじめ防止等」という。)のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、町、学校等の責務を明らかにするとともに、基本的な方針の策定について定めることにより、町民が一丸となっていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

# 【解 説】

本条は、本条例の制定目的を規定するものです。

○「いじめ防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期解消、その他 いじめへの対処を指します。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
  - (2) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒をいう。
  - (3) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍しているなど当該子どもと 一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネット等を通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった子どもが心 身の苦痛を感じているものをいう。
  - (4) 町立学校 多可町立小学校及び中学校条例(平成17年多可町条例第86号)に規定する小学校及び中学校をいう。
  - (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。
  - (6) 町民 町内に居住する者又は町内に通勤し、若しくは通学する者並びに町内において事業活動を行う個人及び団体をいう。
  - (7) 関係機関等 警察、幼児教育施設、児童相談所その他子どものいじめの問題の対応に関係する機関及び団体をいう。

# 【解 説】

本条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないよう定めたものです。

- ○本条例でいう「子ども」は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に在籍する全ての児童及び生徒をいいます。
- ○「当該」とは、「まさにその・・・」「当の・・」という意味で、既に一度出てきた特定の 対象を受けて「それと同一のもの」を示します。
- ○本条例でいう「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定を基に定めています。携帯電話やパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行う「ネット上のいじめ」も含みます。

#### ※ いじめの態様 (例)

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・東日本大震災による避難児童等への誹謗中傷や心ない言動 等

#### (基本理念)

- 第3条 いじめ防止等のための取組の推進は、推進法第3条に定めるもののほか、次に掲げる 事項を基本理念として行わなければならない。
  - (1) いじめは全ての子どもに関係し、全ての学校で起こり得るものであることを認識し、全ての子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
  - (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為であり、いじめを受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを理解するとともに、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。
  - (3) いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、町、学校、保護者、町民及び関係機関等の連携の下、町民総がかりでいじめの問題を克服することを目指す。

# 【解 説】

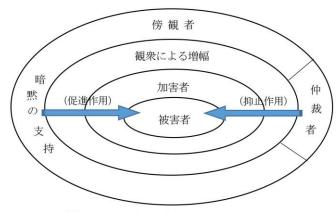
本条は、本条例におけるいじめ防止等のための対策に係る基本理念を定めたものです。

- ○基本理念とは、条例全体の根幹となる最も基本的な考え方です。
- ○「いじめの構造」とは

いじめは全ての子どもに関係します。 いじめの多くは、「被害者」と「加害者」 の2者関係だけでなく、「観衆」として はやし立てたり面白がったりする存在や、 周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」 の存在がいじめを助長し深刻化させます。

しかし、周囲の者がいじめは許さない という態度を示す時 (「仲裁者」)、い じめは抑制されます。つまり、集団全体 にいじめを許容しない雰囲気が形成され るような取組が必要です。いじめを解決 するためには、加害者を減らすだけでな く、多数を占める傍観者をいかに減らす 取組を進めるかが重要となります。

図;いじめの4層構造



被害者:いじめられる子ども 加害者:いじめる子ども

観 衆:はやしたてたり、おもしろがったりして見ている子ども

傍観者:見て見ないふりをする子ども

「いじめの構造(いじめの4層構造)」(森田洋司)1986年より作成

#### (子どもの役割)

- 第4条 子どもはいじめを行ってはならない。
- 2 子どもは、自分を大切にするとともに他の子どもを思いやり、共に支え合い、仲良く生活 できるよう努めるものとする。
- 3 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友だち、町又は関係機関 等に相談するよう努めるものとする。
- 4 子どもは、いじめを発見した場合(いじめの疑いがあると思われる場合も含む。)及び友だちから相談を受けた場合には、家族、学校、町又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。

# 【解 説】

本条は、いじめ防止等のための子どもの役割を定めたものです。

○まずは、教職員や保護者など周りの大人が、いじめられている子どもやいじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている子どもを徹底して守り通すということを言葉と態度で示すなど、子どもがいじめを相談しやすい体制を整えることが最優先です。その上で、普段から子どもに「いじめられている場合には、一人で悩まず、勇気を出して、家族、学校、友だち、相談機関等に相談するよう」伝えておくことが大切です。

#### (町の責務)

- 第5条 町は、いじめ防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び 解決を図るために必要な施策を総合的に実施しなければならない。
- 2 町は、いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを 行った子どもに対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制を充実するとともに、 学校、保護者、町民及び関係機関等と連携の強化を図らなければならない。
- 3 町は、町立学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。
- 4 町は、子どもが安心して豊かに生活できる社会の実現に向けて、いじめ防止等に関する必要な啓発を行わなければならない。

# 【解 説】

本条は、いじめ防止等のための町の責務を定めたものです。

- ○本条例でいう「町」とは、町長部局のみではなく、教育委員会等すべての部局を含むもので、自治体としての全体を指しています。町は「多可町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策に総合的に取り組みます。
- ○町は、いじめ防止等の施策の実施に当たっては、子ども、保護者、町立学校及び町民等の意 見を聴く機会を設けます。

## (町立学校の責務)

- 第6条 町立学校は、あらゆる教育活動を通して、誰もが安心して豊かに生活できる学校づく りを目指さなければならない。
- 2 町立学校は、子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育む ため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援しなけ ればならない。
- 3 町立学校は、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、町民、町や関係機関等と連携し情報を共有しながら指導に当たらなければならない。
- 4 町立学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長の指揮の下、組織的にいじめ防止等に取り組まなければならない。
- 5 町立学校は、相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の 面談を実施するなど、学校をあげて子ども一人一人の状況の把握に努めなければならない。
- 6 町立学校の教職員は、子どもの気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める等資 質・能力の向上に努めなければならない。
- 7 町立学校は、いじめ防止等に向けた取組を広く保護者や町民に発信し、連携・協力を図るよう努めなければならない。
- 8 町立学校は、毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、多可町子ども憲章を唱和するなど子 どもが命の尊さや人権について考える機会を設けるものとする。
- 9 町立学校は、子どもが積極的に地域行事等に参加できるよう配慮に努めるものとする。

# 【解 説】

本条は、いじめ防止等のための町立学校の責務を定めたものです。

- ○いじめ防止等のために、学校(教職員)が果たさなければならない役割は非常に大きく、常に子どもを観察しながら、職員間で情報共有を図り、組織的に対応することが重要です。
- ○毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、「多可町子ども憲章」を唱和するなど、子どもの 発達段階や実態に応じて、子どもが命の尊さについて実感し、人権尊重について主体的に考 える機会とします。
- ○「地域」は、子どもの成長に大きな役割を果たしています。子どもが積極的に地域の行事や 活動に参加することは、地域とのつながりの中で人を思いやる心や社会性を育む上でとても 大切です。

#### (保護者の責務)

- 第7条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し安定して過ごせるよう、愛情をもって子どもを育むものとする。
- 2 保護者は、どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめ をしないよう指導に努め、また、いじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談す るよう働きかけるものとする。
- 3 前項において、保護者は、必要に応じて、学校又は町に相談その他の支援を求めることができる。
- 4 保護者は、いじめ防止等について、学校、町民や関係機関等との情報交換に努め、協働して 取り組むものとする。
- 5 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われる場合は、速やかに学校、町 又は関係機関等に相談又は通報するものとする。
- 6 保護者は、学校及び町が行ういじめ防止等に対する取組に協力するものとする。
- 7 保護者は、インターネット社会の現状及びその危険性について学ぶとともに、子どものインターネットの利用の状況を適切に把握し、管理するものとする。

#### 【解 説】

本条は、いじめ防止等のための保護者の責務について定めたものです。

○保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものです。保護者は、どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを踏まえ、いじめを正しく認識し、子どもに対し、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解させることを求めています。

# ※参考(教育基本法第10条)

- 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、 生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和 のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- ○学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行うことが重要です。そのため、保護者は、インターネット社会の現状やその危険性について理解するとともに、子どものインターネット利用の実態について適切に把握し、「ネット上のいじめ」について子どもと話し合い、家庭で携帯電話の利用に関するルールをつくることも大切です。

#### (町民の責務)

- 第8条 町民は、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、町民が連携 して子どもが安心して生活することができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 町民は、子どもの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられたときは、関係する 保護者、学校、町又は関係機関等に積極的に情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 町民は、地域行事等で子どもが主体性を持って参加できるよう配慮に努めるものとする。

# 【解 説】

本条は、いじめ防止等のためには、町民の協力も重要であることから、町民の責務を定めたものです。

○「地域」は、子どもの成長に大きな役割を果たしています。子どもが積極的に地域の行事や活動に参加することは、地域とのつながりの中で人を思いやる心や社会性を育む上でとても大切です。「地域の子は地域で育てる」「より多くの大人の目で子どもを見守る」という思いで、町民一丸となって子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することが重要です。

#### (幼児期の子育て支援)

第9条 町は、幼児期は人間形成の基礎がつくられる大切な時期であることを踏まえ、保護者、町民及び関係機関等と連携し、幼児期から命の大切さと思いやりの心を育む子育て支援の充実を図らなければならない。

#### 【解 説】

この条例における「子ども」は、幼児は対象としていませんが、幼児期は、人間形成の基礎がつくられる大切な時期です。本条は、この時期にキッズランドやこども園等と連携し、命の大切さと思いやりの心を育む教育を推進することを定めたものです。

#### (財政上の措置等)

第10条 町は、いじめ防止等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置その他必要な 措置を講じるものとする。

#### 【解 説】

本条は、いじめ防止等のための施策を推進するために、必要な財政上の措置を講じるよう定めたものです。

#### (県との連携)

第11条 町は、県と連携し、いじめ防止等のための対策の推進を図るとともに、いじめ防止等 のための対策に関して必要と認めるときは、国及び県に対して必要な措置を講ずるよう要請 するものとする。

#### 【解 説】

本条は、いじめ防止等のための基本理念や基本的事項を踏まえ、これらを具現化するために、 国及び兵庫県と連携して対策の推進にあたることを定めたものです。

#### 第2章 いじめ防止基本方針等

#### (町基本方針の策定)

- 第12条 町は、推進法第12条の規定に基づき、本町におけるいじめ防止等のための対策を総合 的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「町基本方針」という。)を策定するもの とする。
- 2 町基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 町が実施するいじめ防止等のための施策に関すること。
  - (2) 町立学校が実施するいじめ防止等のための取組に関すること。
  - (3) 学校、保護者、町民及び関係機関等と連携したいじめ防止等の取組に関すること。
  - (4) 推進法第28条第1項の重大事態への対処に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、本町のいじめ防止等に関し必要な事項
- 3 町は、子どもを取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、かついじめ防止等のための対策の点 検・評価を踏まえ、必要に応じて町基本方針の見直しを行い、変更するものとする。
- 4 町は、町基本方針の策定又は見直しに当たっては、町民の意見を取り入れるものとする。
- 5 町は、町基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

# 【解 説】

本条は、いじめ防止対策推進法第12条及び本条例制定の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「多可町いじめ防止基本方針」を策定することを定めたものです。

#### ※参考(いじめ防止対策推進法第12条)

- 第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方 公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための 基本的な方針を定めるよう努めるものとする
- ○多可町いじめ防止基本方針は、町及び学校が行ういじめ防止等のための対策の基本となるもので、国や県のいじめ防止基本方針を踏まえて方針を策定します。

#### (学校基本方針の策定)

- 第13条 町立学校は、推進法第13条の規定に基づき、当該学校におけるいじめ防止等のための 対策に関する基本的な方針(以下「学校基本方針」という。)を策定するものとする。
- 2 町立学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する取組の実効性を高めるため、学校基本方針を定期的に点検・評価するとともに、必要に応じて見直しを行い、変更するものとする。
- 3 町立学校は、学校基本方針の策定又は見直しに当たっては、当該学校に在籍する子ども、 保護者、町民及び関係機関等の意見を取り入れるものとする。
- 4 町立学校は、学校基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

# 【解 説】

本条は、いじめ防止対策推進法第13条及び本条例第12条により策定する「多可町いじめ防止 基本方針」を踏まえ、各学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定することを定 めたものです。

#### ※参考(いじめ防止対策推進法第13条)

- 第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
- ○「学校いじめ防止基本方針」は、学校が行ういじめ防止等のための対策の基本となるものです。「多可町いじめ防止基本方針」を踏まえて、学校の実情に応じて策定します。

#### (多可町いじめ問題対策連絡協議会の設置)

- 第14条 町は、いじめ防止等のための対策について、学校、保護者、町民及び関係機関等との連携を図るため、推進法第14条第1項の規定により、多可町いじめ問題対策連絡協議会(以下「いじめ連絡協議会」という。)を置く。
- 2 いじめ連絡協議会の委員は、町長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

#### 【解 説】

本条は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定により、多可町いじめ問題対策連絡協議会を置くことを定めたものです。

# ※参考(いじめ防止対策推進法第14条第1項)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

○「多可町いじめ問題対策連絡協議会」は、町が主体となり、学校、保護者、町民及び警察等 の各関係機関が連携していじめ対策の検討を行う組織です。

第3章 いじめ防止等のための対策を推進するための基本的施策

# (いじめの未然防止のための措置)

- 第15条 町及び町立学校は、当該学校に在籍する子どもの豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地や基礎を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図らなければならない。
- 2 町及び町立学校は、いじめは加害者及び被害者だけの問題ではなく、全ての子どもに関係する問題であることを踏まえ、傍観者を減らし仲裁者を増やすための指導や仲裁者を支える 集団等いじめを生まない集団づくりに向けた取組を推進するものとする。
- 3 町及び町立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者、町民及び関係機関等と連携を図りながら、いじめ防止等に資する子どもの自主的な企画及び運営による活動に対する支援、子ども及びその保護者並びに教職員に対するいじめ防止等に関する理解の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

# 【解 説】

本条は、いじめの未然防止のために、町及び町立学校が取り組むべき事柄について定めたものです。

- ○子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことがいじめ防止 等に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を 図ります。
- ○いじめを解決するためには、加害者を減らすだけでなく、いかに多数を占める傍観者を減らすための取組を進めるかが重要となります。子ども自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に考えて行動できるような働きかけを行います。

#### (いじめの早期発見及び早期解消のための措置)

第16条 町及び町立学校は、当該学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期 発見及び早期解消を図るため、当該学校に在籍する子ども及びその保護者に対する定期的な 調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 【解 説】

本条は、いじめの早期発見及び早期解消のために、町及び町立学校が取り組むべき事柄について定めたものです。

#### ○いじめの早期発見及び早期解消のための教育委員会における取組

- ・多可っ子悩み相談やひょうごっ子悩み相談等の電話相談窓口など各種相談窓口の周知を行います。
- ・いじめを早期に発見するため、子どもに対する定期的な調査その他の必要な措置を講じます。
- ・子どもがインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体との連携を図ります。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTA や地域の関係団体との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構 築します。

#### ○いじめの早期発見及び早期解消のための町立学校における取組

- ・いじめは大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめの積極的な認知に努めます。
- ・日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃 さないようアンテナを高くします。
- ・子どもや保護者への定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめ を訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努めます。

#### (相談体制の整備)

- 第17条 町は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備するものとする。
- 2 町立学校は、当該学校に在籍する子ども及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談 を行うことができる体制(以下「相談体制」という。)を整備するものとする。
- 3 町及び町立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、町民及び関係機関等との 連携の下、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配 <u>慮するものとする。</u>

# 【解 説】

本条は、いじめに係る相談体制を整備することを定めたものです。

- ○教育委員会においては、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派 遣、教育相談員による電話相談窓口の設置などにより相談体制の充実を図ります。
- ○町立学校においては、条例第23条の規定により設置する「学校いじめ対策委員会」が相談及 び通報の窓口としての役割も果たします。
- ○町立学校においては、各教室にいじめの相談窓口の一覧を掲示したり、校内にいじめ相談窓口の看板を掲げます。

#### (関係機関等との連携等)

第 18 条 町及び町立学校は、いじめを受けた子どもに対する支援、その保護者に対する支援 及び情報提供、いじめを行った子どもに対する指導及び支援、その保護者に対する助言その 他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、 保護者、町民及び関係機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

# 【解説】

本条は、いじめ防止等のための対策について、学校、保護者、町民及び関係機関等との連携を強化し、必要な体制を整備することを定めたものです。

#### (研修の実施)

第19条 町及び町立学校は、当該学校の教職員に対して、いじめ防止等のための対応に関する研修の実施その他資質の向上に必要な措置を講じなければならない。

# 【解 説】

本条は、町立学校の教職員に対して、いじめ防止等のために必要な資質の向上に取り組むことを定めたものです。

# (インターネットを通じて行われるいじめ防止等のための対策)

- 第20条 町及び町立学校は、当該学校に在籍する子ども及びその保護者が、インターネットを 通じて行われるいじめを防止することができるよう、子どもに対する情報モラル教育の充実 に努めるとともに、その保護者及び町民に対して、必要な啓発活動を行うものとする。
- 2 町は、子どもがインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれることがないよう適切に対処できる体制の整備に努めるとともに、関係機関等との連携を図るものとする。

#### 【解 説】

本条は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策について定めたものです。

- ○近年、SNS等を利用したいじめが深刻な問題になっています。これらのいじめは、大人に見えないところで行われることから、発見が困難であるという特性があります。子どもや保護者がインターネットを正しく利用し、インターネットを通じたいじめが起こらないような知識を身に付けるための対策を推進していきます。
- ○本町では、平成26年度より、町PTA協議会や中学校生徒会などと連携しながら、「夜9時 以降SNSやりません運動(小学生夜9時、中学生夜10時)」を展開しています。子どもが 主体的に正しいインターネット利用のあり方について考え、自分たちで「スマホのルールづ くり」に取り組んでいます。

#### (学校評価等における留意事項)

第21条 町及び町立学校は、いじめの事実が隠蔽されることなく、いじめの実態の把握及びい じめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価等において、いじめ防止等の取組に係る 評価が適切に行われるようにしなければならない。

#### 【解 説】

本条は、学校評価等について、いじめ防止等の取組に係る評価が適切に行われるように定めたものです。

○いじめに係る学校評価は、いじめの認知件数のみを評価するのではなく、子どもや地域の状況を踏まえて目標を立て、その取組の検証・改善に取り組む必要があります。また、学校評価は、いじめをはじめとする生徒指導上の課題について、組織的対応の取組として評価します。

#### (啓発及び教育)

- 第22条 町は、子どもをいじめから守り、社会全体でいじめ防止等への取組を推進するために、 毎年5月及び12月をいじめ防止啓発月間(以下「啓発月間」という。)と定めるものとす る。
- 2 町は、啓発月間において、その趣旨に沿った広報啓発活動を実施するものとする。
- 3 町立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが 主体的にいじめ防止等に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

# 【解 説】

本条は、町及び町立学校が、いじめ防止等に向けて行う啓発及び教育について定めたものです。

- ○広報啓発活動とは、次に掲げるものが考えられます。
  - ・町広報紙、町ホームページ、学校だより、学校ホームページ、研修会、講演会など
- ○いじめ根絶に向けては、一人一人がいじめを自らの課題ととらえ、主体的に取り組むことが 必要です。「多可町子ども会議(仮称)」を開催し、子どもたちが主役となって、いじめ根絶 について話し合い、各学校での活動につなげていく活動を展開します。
- ○住民啓発用のリーフレットを作成し、人権週間「多可町民のつどい」等を活用し、いじめ防止 等に向けた啓発活動を行います。
- ○町立学校においては、年間を通じていじめ防止等に向けた取組を推進します。特に、啓発月間には、児童会・生徒会等が中心となり、子ども自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、子どもが互いに良好な関係を築くことができる取組を重視し、各学校の実態に応じて実施します。

#### (いじめ防止等の対策のための組織)

第23条 町立学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置かなければならない。

#### 【解 説】

本条は、町立学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を設置することについて定めたものです。

- ○いじめの問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であり、その中核となる校内組織「学校いじめ対策委員会」を設置します。
- ○「学校いじめ対策委員会」は、複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者その他 の関係者により構成することを定めています。

#### (いじめに対する措置)

- 第24条 町、保護者、町民及び関係機関等は、子どもからいじめに係る相談を受けた場合に おいて、いじめの事実があると思われるときは(いじめの疑いがあると思われる場合も含 む。)、いじめを受けたと思われる子どもが在籍する学校へ通報するものとする。
- 2 町立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われる場合は、速やかに、当該子どもに係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を町に報告するものとする。
- 3 町立学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を 防止するため、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援及びいじめを行った子ど もに対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 町立学校は、いじめがあったことが確認された場合には、傍観者もいじめに加担しているという認識の下、全ての子どもに対する指導を継続的に行うものとする。
- 5 町立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察に通報 し、適切に援助を求めなければならない。

#### 【解 説】

本条は、いじめの事実があると思われる場合における(いじめの疑いがあると思われる場合も含む。)必要な措置について定めたものです。

- ○文部科学省の平成24年11月2日付「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事 案に関する警察への相談・通報について(通知)」及び、平成25年5月16日付「早期に警察 へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」の中で、警察への通報・相談に係る基本 的な考え方として、次の2点が示されています。
  - 1. 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要である。
  - 2. いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には直ちに警察に通報することが必要である。

#### (町による措置)

第25条 町は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し 必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案に ついて自ら必要な調査を行うものとする。

# 【解 説】

本条は、町立学校よりいじめの報告があったときに、町において必要な措置を講じることを 定めたものです。

#### (校長及び教員による懲戒)

第26条 校長及び教員は、当該学校に在籍する子どもがいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該子どもに対して懲戒を加えることができる。

#### 【解 説】

本条は、いじめ防止対策推進法第25条の規定により、いじめの事実が確認され、教育上必要があると認める場合は、学校教育法第11条に基づき適切な懲戒を加えることができることを定めたものです。

○「懲戒」は、学校教育法第11条に規定されている文言です。

# ※参考(学校教育法第11条)

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- ※文部科学省の平成25年3月13日付通知で認められる懲戒の参考例(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為。ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)
  - ・放課後等に教室に残留させる。
  - ・授業中、教室内に起立させる。
  - ・学習課題や清掃活動を課す。
  - ・学校当番を多く割り当てる。
  - ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
  - ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、文部科学省の平成25年3月 13日付「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」に基づいて 判断します。

# ※懲戒と体罰の区別について

教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

#### (出席停止等の適切な運用)

第27条 教育委員会は、いじめを行った子どもの保護者に対して学校教育法第35条第1項の 規定に基づき当該子どもの出席停止を命ずる等、いじめを受けた子どもその他の子どもが安 心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

#### 【解 説】

本条は、いじめ防止対策推進法第26条の規定により、学校教育法第35条第1項に基づき、教育委員会が必要であると判断したときは、多可町立小学校及び中学校出席停止の命令の手続に関する要綱により、いじめを行った子どもの出席停止の措置をとることができることを定めたものです。

# ※参考(学校教育法第35条)

- 第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不 良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対 して、児童の出席停止を命ずることができる。
  - 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
  - 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
  - 3 施設又は設備を損壊する行為
  - 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保 護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならな い。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会 規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。
- ○学校は、子どもが安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務です。学校において問題行動を繰り返す子どもには、学校の秩序の維持や他の子どもの義務教育を受ける権利を保障する観点からの早急な取組が必要であり、子どもを指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたって、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。

しかし、公立小学校及び中学校において、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにも かかわらず、性行不良であって他の子どもの教育の妨げがあると認められる子どもがあると きは、町教育委員会が、その保護者に対して、子どもの出席停止を命ずることができます。

○出席停止を行うには、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載 した文書を交付しなければなりません。この出席停止制度は、本人の懲戒という観点から ではなく、学校の秩序を維持し、他の子どもの義務教育を受ける権利を保障するという観 点から設けられています。

## (学校相互間の連携協力体制の整備)

第28条 町は、いじめを受けた子どもといじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援及びいじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

#### 【解 説】

本条は、いじめを受けた子どもといじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合でも、子どもに対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備することを定めたものです。

#### 第4章 重大事態への対処

# (重大事態の発生に係る報告)

第29条 町立学校は、当該学校に在籍する子どもに重大事態が発生した疑いがあると認める ときは、教育委員会を通じて、その旨を速やかに町長に報告しなければならない。

# 【解 説】

本条は、重大事態の発生に係る町立学校が行う報告について定めたものです。 町立学校は、子どもに重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を速やかに町長に報告します。

#### ○重大事態とは

① いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するかどうかについては、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

# 例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。
- ② いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「相当の期間学校を欠席すること」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安としていますが、日数のみに限らず、子どもの状況等、個々のケースの実態を十分把握する必要があります。

子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、町立学校及び教育委員会は迅速に実態把握に努めます。

また、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で町立学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、町立学校は重大事態が発生したものとして教育委員会に報告します。

## (多可町いじめ問題対策委員会の設置)

- 第30条 町は、町基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、推進法第14条第3項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、多可町いじめ問題対策委員会(以下「いじめ対策委員会」という。)を置く。
- 2 いじめ対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を答申する。
  - (1) 推進法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が町立学校に発生した場合における事実の確認及び調査に関すること。
  - (2) いじめ防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関すること。
  - (3) その他いじめ対策委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 3 いじめ対策委員会は、いじめ防止等のための対策について、教育委員会に意見を述べることができる。

#### 【解 説】

本条は、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、 教育委員会の附属機関として、多可町いじめ問題対策委員会を置くことを定めたものです。

# ※参考(いじめ防止対策推進法第14条第3項)

第14条

- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。
- ○多可町いじめ問題対策委員会設置条例(平成29年多可町条例第18号)を制定し、組織の概要 について規定しています。

#### (教育委員会による対処)

- 第31条 教育委員会は、第29条の規定による報告を受けた場合又は町立学校に在籍する子ども若しくはその保護者から当該学校に対して当該子どもに重大事態が発生し、又は発生した疑いがあると申立てがあった場合であって必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめ対策委員会に調査を行わせるものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を町長に報告するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるとき は、当該調査に係るいじめを受けた子ども及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態 の事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。
- 4 教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

# 【解 説】

本条は、重大事態に対する教育委員会の対処について定めたものです。

○「対処」とは、「ある事柄・情勢に対して適当な処置をとること」という意味です。

# (多可町いじめ調査委員会の設置)

- 第32条 町は、推進法第30条第2項及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町長の 附属機関として、多可町いじめ調査委員会(以下「いじめ調査委員会」という。)を置く。
- 2 いじめ調査委員会は、町長の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を答申する。
  - (1) 前条第1項の規定による調査の結果にかかる再調査に関すること。
  - (2) いじめ防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関すること。
  - (3) その他いじめ調査委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 3 いじめ調査委員会は、町長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

#### 【解 説】

本条は、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、町長の附属機関として、多可町いじめ調査委員会を置くことを定めたものです。

#### ※参考(いじめ防止対策推進法第30条第2項)

第30条

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設

けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う ことができる。

#### (町長による対処)

第33条 町長は、第31条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、いじめ調査委員会に同条第1項の規定による調査の結果について、再調査を行わせることができる。

- 2 町長は、前項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた子ども及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 町長及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任に おいて、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のた めに必要な措置を講ずるものとする。

#### 【解 説】

本条は、重大事態に対する町長の対処について定めたものです。

#### 第5章 補則

#### (個人情報の取扱い)

第34条 いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由がなく、相談、調査等に際し知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

# 【解 説】

本条は、本条例の施行に当たって、取り扱う情報が個人情報に密接に関係することから、個人情報の取扱いについて定めたものです。

○いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由がなく、相談、調査等に際し知り 得た個人情報を他人に漏らしてはならない守秘義務を負うことを定めています。なお、相 談、調査等に関係した時点で、守秘義務を負う関係者となります。また、個人情報の取扱い については、多可町個人情報保護条例の適用を受けることになります。

#### (町立学校以外の学校への協力要請)

- 第35条 町は、町立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめ防止等について必要な協力を求めるものとする。
- 2 いじめ対策委員会及びいじめ調査委員会は、町立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめ対策委員会及びいじめ調査委員会が行う調査について必要な協力を求めるものとする。

#### 【解 説】

本条は、町立学校以外の学校に在籍する子どもに対するいじめ防止等の対応について定めたものです。

○本条例でいう「子ども」は、条例第2条第2号に定めるとおり、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に在籍する全ての児童及び生徒をいいます。

町は、いじめ防止等について必要があると認める場合は、県立学校等の設置者及び管理者と協力して対応にあたります。

#### (委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長及び教育委員会が別に定める。

# 【解 説】

本条は、この条例に定めるもののほか、本条例の施行に必要な事項は、町長及び教育委員会が別に定めることを定めたものです。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

# 【解 説】

この条例の施行期日を定めたものです。

# まかちょう こ けんしょう **多可町子ども憲章**

わたしたちは、自ら考え行動できる指針としてその目標や理想を定め、子どもは とりっ む どりょく おとな こ じりっ ささ かて こ けんしょう 自立に向けて努力し、大人は子どもの自立を支える糧となるよう、ここに「子ども憲章」 せいてい を制定します。

#### みらい **未来**

かり、きぼう からい む かたしたちは、夢と希望をもち、未来へ向かってたくましく歩んでいきます。

# 友情・思いやり

たれ しんせつ せっ えがお わたしたちは、誰とでも親切に接し、みんなが笑顔でいられるようにします。

# いのち じんけん **命・人権**

ったしたちは、いじめや差別をなくし、一人ひとりの命と人権を大切にします。

# 責任

じぶん ことば こうどう せきにん も なにごと せつきょくてき と くわたしたちは、自分の言葉や行動に責任を持ち、何事にも積極的に取り組みます。

#### かんしゃ **感謝**

かぞく とも かんしたちは、家族、友だち、お世話になっている人たちへの感謝の気持ちを持ちって 続けます。

# マナー

\*\*\* わたしたちは、マナーを守り、進んであいさつをします。

#### ふるさと

わたしたちは、豊かな自然に恵まれたこのふるさとを愛し、文化や自然を大切にします。